

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	軽自動車税種別割の管理に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

静岡市は、軽自動車税種別割の賦課業務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、番号法及び個人情報保護に関する法令を遵守し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を講ずることにより、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

静岡市長

公表日

令和4年3月9日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	軽自動車税種別割の管理事務
②事務の概要	<p>地方税法等の法令に従い、軽自動車税種別割の管理に関する以下の事務を行う。</p> <p>軽自動車税種別割は、賦課期日(4月1日)時点において、本市内に軽自動車等(原動機付自転車・軽自動車・小型特殊自動車・二輪の小型自動車)の主たる定置場を有する所有者(車体の所有権が留保されている場合に限り使用者)に対し、以下の事務により課税を行うものである。</p> <p>1 軽自動車税種別割に関する申告書等の収集 軽自動車等を購入又は譲渡により取得した場合、所有者等の住所や氏名に異動が生じた場合または車体の譲渡や処分などにより所有しなくなった場合の申告の受付を次の(1)から(4)により行う。 (1) 軽自動車に関しては全国軽自動車協会連合会静岡事務所で申告書を受け付けし、広域連合静岡地方税滞納整理機構を経由して本市に回送される。 (2) 二輪の小型自動車に関しては中部運輸局静岡運輸支局で申告を受け付けし、広域連合静岡地方税滞納整理機構を経由して、本市へ回送される。 (3) 原動機付自転車・小型特殊自動車に関するものは、市民税課、清水市税事務所及び各区役所の支所で申告を受け付ける。 (4) 県外における軽四輪車の異動に関しては、地方公共団体情報システム機構より情報を収集する。</p> <p>2 賦課決定事務 申告された内容を基に賦課期日における課税対象車両を抽出し、納税者毎に名寄せした納税通知書を送付する。</p> <p>3 収納情報の連携 (1) 賦課情報ファイルの引継 当初賦課処理にて集計した賦課情報データを徴収・収納支援システム(納税課)に引き継ぐ(個人番号なし) (2) 収納状況データの反映 徴収・収納支援システムに登録された収納情報を軽自動車税システムに反映する(個人番号なし)</p> <p>4 所定の等級の身体障害者が車両を所有する場合など、減免事由に該当する場合は納期限日までに減免申請書を受け付けたうえで、減免処理を行う。 減免が承認された課税情報は、減額処理した収納情報を徴収・収納支援システムに反映する。</p> <p><収納業務></p> <p>5 収納消込事務 6 口座振替管理事務 7 還付・充当事務 8 督促事務 9 返戻・公示事務 10 年次繰越・滞納繰越事務 11 窓口(納税証明書・納付書発行)事務 12 滞納者管理事務 13 徴収猶予・分割納付事務 14 催告事務 15 財産調査事務 16 滞納処分事務 17 滞納処分の執行停止事務 18 不納欠損事務 19 電話催告事務</p>
③システムの名称	宛名システム、税務システム(軽自動車税システム)、収納・滞納整理管理システム、電話催告システム、共通基盤システム(団体内統合宛名システム)、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
(軽自動車税種別割特定個人情報ファイル) 軽自動車税種別割賦課ファイル、軽自動車税種別割収納ファイル	

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>1 番号法第9条第1項 別表第一の16の項 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む)に関する事務であって主務省令(注)で定めるもの。 (注)・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条 ・番号法整備法により、地方税法、国税通則法、所得税法の一部が改正され、税務関係書類に個人番号の記載を求める措置が講じられている。</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>1 番号法第19条第8号及び番号法別表第2の第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)が「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務」となっているもの(27の項)により、以下の情報照会が可能と定められている。 ・「都道府県知事等」より「生活保護関係情報であって主務省令で定めるもの」</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	財政局税務部市民税課、納税課
②所属長の役職名	市民税課長、納税課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	<ul style="list-style-type: none"> ・葵区役所地域総務課(市政情報コーナー) 静岡市葵区追手町5番1号 TEL(054)221-1488 FAX(054)221-1104 ・駿河区役所地域総務課(市政情報コーナー) 静岡市駿河区南八幡町10番40号 TEL(054)287-8697 FAX(054)287-8709 ・清水区役所地域総務課(市政情報コーナー) 静岡市清水区旭町6番8号 TEL(054)354-2170 FAX(054)351-4470
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	<ul style="list-style-type: none"> ・静岡市財政局税務部市民税課 静岡市葵区追手町5番1号 電話054-221-1558

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[10万人以上30万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="radio"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [<input type="radio"/>]接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年3月22日	I 5 ②	市民税課長 前澤 利春、納税課長 福地 秀明	市民税課長 渥美 信明、納税課長 小長谷 敏行	事後	③事後で足りるもの (職員名の変更)
平成30年3月22日	I 8	電話054-221-1218	電話054-221-1558	事後	③事後で足りるもの (電話番号の変更)
平成30年5月30日	I 1 ②	軽自動車税に関する申告書の収集	軽自動車税に関する申告書等の収集	事後	③事後で足りるもの (語句の変更)
平成30年5月30日	I 1 ②	次の(1)から(3)により行う	次の(1)から(4)により行う	事後	③事後で足りるもの (収集項目の追加)
平成30年5月30日	I 1 ② 1 (1)	静岡県軽自動車販売店協会	全国軽自動車協会連合会静岡事務所	事後	③事後で足りるもの (団体名の変更)
平成30年5月30日	I 1 ② 1 (3)	本市各市税事務所	市民税課、清水市税事務所	事後	③事後で足りるもの (課名の変更)
平成30年5月30日	I 1 ② 1 (4)	—	県外における軽四輪車の異動に関しては、地方公共団体情報システム機構より情報を収集す	事後	③事後で足りるもの (収集項目の追加)
平成30年5月30日	I 1 ② 3 (1)及び(2)	収納・徴収支援システム	徴収・収納支援システム	事後	③事後で足りるもの (名称の修正)
平成30年5月30日	I 1 ② 4	納期限の7日前までに	納期限日までに	事後	③事後で足りるもの (期日の修正)
平成30年5月30日	I 1 ② 4	収納・徴収支援システム	徴収・収納支援システム	事後	③事後で足りるもの (名称の修正)
平成30年5月30日	I 5 ②	市民税課長 渥美 信明、納税課長 小長谷 敏行	市民税課長、納税課長	事後	③事後で足りるもの (様式の変更)
平成30年5月30日	II 1	平成26年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	③事後で足りるもの (実施日の変更)
平成30年5月30日	II 2	平成26年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	③事後で足りるもの (実施日の変更)
令和1年5月30日	II 1	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	③事後で足りるもの (実施日の変更)
令和1年5月30日	II 2	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	③事後で足りるもの (実施日の変更)
令和3年9月1日	I 4 ② 1	第19条第7号	第19条第8号	事後	③事後で足りるもの (法令の改正)
令和3年12月17日	表紙 評価書名	軽自動車税の管理に関する事務 重点項目評価書	軽自動車税種別割の管理に関する事務 重点項目評価書	事後	③事後で足りるもの (名称の修正)
令和3年12月17日	表紙 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	軽自動車税	軽自動車税種別割	事後	③事後で足りるもの (名称の修正)
令和3年12月17日	I 1 ①	軽自動車税の管理事務	軽自動車税種別割の管理事務	事後	③事後で足りるもの (名称の修正)
令和3年12月17日	I 1 ②	軽自動車税	軽自動車税種別割	事後	③事後で足りるもの (名称の修正)

